

# 第3次芦屋市市民参画協働推進計画(原案)への市民意見募集結果

1 募集期間：令和元年12月16日（月）～令和2年1月24日（金）

提出件数：3人18件

2 意見要旨及び市の考え方

取扱区分：A（意見を反映）1件、B（実施にあたり考慮）0件、C（原案に考慮済み）3件、D（説明・回答）14件

No.	項目	該当箇所	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
1	全体		I（2）冒頭の「芦屋市を取り巻く環境の変化」のなかには、国の「新たな自治体行政の考え方」をまったく無批判に紹介し、それを本原案の「前提」ともしている。 原案に対する最大の意見は以下の通りだ。 「『市民参画・協働』という用語・考え方」自体を根本的に考え直し、「住民自治（の保障・確立・発展）」におきかえるべきだ。	D	まちづくりの参加者を住民に限定せず、市内で活動する法人などの団体も積極的に市民と解釈し、広く英知を結集して、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的としていることから、用語や名前の置き換えは必要ないと考えております。
2	全体		II（1）条例上、「市民」は「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう」と定義されています。しかし、計画原案ではところどころに「市民や地域団体及び企業」という言葉が出てきます。この場合の「市民」はどのような定義の言葉なのでしょう？団体や企業も含めた条例が定義する「市民」であれば、「地域団体及び企業」は意味的にはダブっていることになるのではないのでしょうか？	D	計画書では、初めて読んだ人にもより分かりやすいよう具体的に表現しています。
3	全体		II（2）これは、「市民」の定義に「団体や法人」を含めるという無理があるから、説明的に書かざるを得なくなっているからではありませんか？「市民」は、本来「住んでいる人、住民」「国政に参与する権利を持つ人」という意味であり、これが芦屋市の市民参画条例になると突如拡大解釈されるということから、計画原案上ダブった記載にしないといけないということになっているのではないのでしょうか？条例上の定義を本来の意味に戻してはいいのでしょうか？	D	条例は、住所が市内になくても市内で活動する法人などの団体も積極的に市民と解釈し、広く英知を結集して、よりよいまちづくりを行おうとするを旨指しており、改正の必要はないと考えております。
4	芦屋市を取り巻く環境の変化	P 1	I（1）「市民参画・協働」という用語・考え方には、根本的な異議・違和感がある。 「地方自治」の核心ところは「住民自治」であり、地方自治体での行政機構は「住民自治を保障・確立・発展させるための専門機構」と位置づけるべきだ。「国と地方は同等」という考え方が明確とされた今日、「統治の末端機構」という考え方からは脱すべきだと考える。 しかし、本原案では「公共私」といったり、「行政と市民」というなど、「行政」と「市民」とを、「異なる（対立する）概念（存在）とする」考え方が貫かれている。	D	市と市民は担う役割や責任は違いますが、対立する存在ではなく、ともに「市民参画・協働による住みよいまちづくり」を進めるパートナーと考えています。
5	芦屋市を取り巻く環境の変化	P 1	I（3）しかし、国と地方の関係の実態、本原案に至る経緯、等々の「現実」のもとで、行政担当者としては「根本的に考え直す」ことが直には困難であろうことを配慮し、私なりに「市民参画・協働」と書かれている部分を「市民（住民）自治（の保障・確立・発展）」と読み替えて、各論的な意見も述べることにする。  前項の繰り返しになるが、1ページで紹介している国の動向への無批判は良くない。	D	国の動向を記載した部分ですので、国の表現のままとします。 本原案については、本市の現状と将来あるべき姿を見据えて策定にあっています。
6	芦屋市を取り巻く環境の変化	P 1	II（3）「公共私」ということばが、この原案には突然出てきており、この意味がどういうものなのか理解に苦しみます。使っているものが古いのか辞書を引いても出てきません。いままでも市の計画に使われていたのでしょうか？「自治体戦略2040構想研究会」報告等にてきたので使うというのは市民にとってはわかりにくく、市民がわかる言葉に置き換えていただきたいと思います。「公」と「共」と「私」の関係を使う言葉であればそれぞれの意味があるのですから、「公・共・私」とか「公一共一私」とかそれぞれの意味ある単語をつなげた言葉であることがわかるようにすべきだと思います。	D	国の動向を記載した部分ですので、国の表現のままとします。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
7	芦屋を取り巻く環境の変化	P 1	Ⅱ（４）「公共私のあるかたをみつめなおし国民全体で社会を支える」と基本的な考え方の文章にありますが、年金支給年齢を先送りし、年金額を減らすという今の国のやりかたでは、「私」の生活を維持するので精いっぱいという社会がますます進むのではないのでしょうか。２０００万円不足する年金だけでは暮らせないので働かざるを得ないと。死ぬまで働くという道が示されるといったことではないかと思わざるを得ません。「２０４０構想研究会」報告を読むと、「くらしを支える担い手の確保」ということで高齢者の年金以外での収入確保の道が述べられているが、そうならば自治会や老人会などボランティアで地域のことにがんばる高齢者がますますいなくなるのではないのでしょうか？誰もが安心して老後を迎えることなしに、地域での市民の活動の活発化はのぞめないとおもいます。「公共私」など高いところから市民を見る考えではなく、本来の「市民参画」、市民が自主的に市や地域のことに参画できる芦屋の街にしていくという道を目指す計画にしてほしいと思います。	D	市と市民は、ともに「市民参画・協働による住みよいまちづくり」を進めるパートナーと考えており、市民が自主的に市や地域のことに参画・協働できるまちを目指す計画となっています。
8	現状から目標に至る分析	P16	I（５）「現状から目標に至る分析」（１６ページ）での「強み」や「弱み」は、「住民自治の主体である市民の主権者意識の強さのレベル・評価」と位置づける。	D	「現状から目標に至る分析」の「強み」や「弱み」については、「住民自治の主体である市民の主権者意識」だけでなく、地域団体間の情報共有の問題、市職員の技能・技術力なども含む、『市民参画・協働』に関わる課題を包括的に整理しています。
9	現状から目標に至る分析	P17	I（６）前項に続く「課題」も、「住民自治の担い手の育成や支援」とする（１７ページ）。	C	新たな人材の発掘・育成は、「今後の課題」の中に含まれています。
10	施策の推進	P22	Ⅱ（８）条例では「市民参画の手続き」として「パブリックコメントの活用」がうたわれています。行政はパブリックコメントの制度を市民が十分に活用できるようにする責任があります。市民がパブコメという制度の参画できるように、周知徹底し、また木で鼻をくくったような回答をするのではなく、どのパブコメでも丁寧な対応を求めます。そうしたことを計画に入れるべきではないでしょうか。	C	施策テーマとして「情報発信」を掲げており、パブリックコメントの周知を含めた効果的な情報発信に取り組んでまいります。
11	施策の推進	P22	I（８）まして２２ページで「集客効果」という言葉を使っているのは論外。「自治の主体者」をお客さんにしてはならない。	A	「集客効果の高い」を「地域活動への参画を促進する」に変更します。
12	施策の推進	P22～24	Ⅱ（５）「公」には公の役割があります。まずは「公」がその役割をしっかりと果たすことをこうした計画には書き記すことが大切だと思います。	C	施策テーマに市の役割である内容を明記しています。
13	数値目標	P 24	I（９）２４ページの「数値目標」では「主観的指標」ばかりだが、前項で指摘したことに関連して「場づくり」「場の利活用」という「客観的指標」も考えるべきだ。	D	数値目標は、事業を実施した回数や件数などの結果ではなく、本計画の目標の達成に向けて、市民参画・協働の施策が市民の意識や行動に影響した効果を計れるものを選び、設定しております。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
14	その他意見	—	<p>Ⅲ（１）[意見募集の件名] リードあしやギャラリー企画 [内容] リードあしやの1F スペースにギャラリーコーナーを新設する。 【企画書の内容】 表紙 リード芦屋ギャラリー企画 芦屋川でギャラリー散歩 P1 開催場所 ・活動場所・・・芦屋市民活動センターリード芦屋 1階フリースペース/交通・・・阪神電車芦屋駅徒歩5分/ ・阪急電鉄芦屋川駅・JR芦屋駅徒歩10分/環境・・・芦屋川沿いを散歩してギャラリーで休憩/ (芦屋市民センター・リード芦屋・芦屋市立美術館) P2 フリースペースで展覧会 (フリースペース1 東側スペースの図面) P3 展覧会イメージ P4 ギャラリー運営 1. 開催日と時間(要相談)/月曜日～金曜日の10:00～17:00 まで最終日は16:00 時とする。/2. 搬入搬出(要相談)/搬出は最終日の16時以降とする。/搬入は翌日の土曜日3時間程度で飾付けを完了する。/3. DMは個々に作成する。/4. 5日間での会場費。(要相談)/5. 作品の管理は作家自身の責任で負うものとする。/6. その他必要な事柄は相談しながら進める。 P5 改修工事 1. 窓枠に可動式展示パネルの設置/2. ピクチャーレールを3カ所設置,作品取付ワイヤーフック20ヶ/3. 電気照明スポットライトの設置,LED スポットライト15灯</p>	D	あしや市民活動センターは、市民活動団体の協働の拠点であるため、展覧会を目的とした常設のギャラリーの設備は考えておりませんが、設置目的に合わせたイベント開催等がありましたら、同センターにご相談ください。
15	その他意見	—	<p>I（４）ついでになるが、「人口減少時代に合った新しいモデルへと移行」と言っているのに、「右肩上がり」時代の発想を引きずった「JR駅南再開発」は根本的に見直すべきだろう。</p>	D	まちに賑わいや活力を生み出すためにもJR芦屋駅南の市街地再開発を行い、人口減少の時代に対応し、芦屋の南の玄関口として魅力的なまちづくりを行うものです。
16	その他意見	—	<p>Ⅱ（６）市民は税金を払い、自分たちではできない「公」の仕事を公務員に委託しています。しかし、現在は市民の税金で作った施設等を民間営利企業等に指定管理するなど本来、市民のために還元されるべき市民の税金で作った施設の利益が民間業者等の利益に化けています。「官から民」の国の大号令でこつした事態が起きているわけですが、「公・共・私」の役割を言うならば、まず原点に立ち返って考える必要があるのではないのでしょうか。「市民参画と協働」といいながら体育館や市民プールは市民がつくった団体の手から市外の民間業者の手にわたったり、市民活動センターまでも民間業者との競争にさらされています。条例の精神が生かされた市政に戻ることが必要と考えます。</p>	D	指定管理者制度は、民間活力を取り入れることで市民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的としており、行政への市民参画・協働につながると考えております。条例においても民間業者を排除するものではありません。
17	その他意見	—	<p>Ⅱ（７）12月議会で市民が集い、活動の場所とする施設の値上げが決まりました。市民の活動を推進する立場であれば、年金が下がり、消費税が上がるなど市民のくらしが大変になっているからこそ値上げなどしないことが必要であったと思います。「市民参画協働」といいながら市民の活動の気をそくようなやり方は改めてほしいと思います。</p>	D	使用料は、消費税・地方消費税の税率引き上げに伴い現行料金に引き上げ分を転嫁する必要が生じたことを契機としてコストを検証し、料金水準の見直しを行いました。施設の維持管理に要する経費は利用者負担と公費負担で賄われているため、公共施設を利用する方と利用されない方との負担の公平性を確保する観点から、受益と負担の適正化を図りながら改定したものです。
18	その他意見	—	<p>I（７）推進計画のなかの「場づくり」「人づくり」（20ページ）に逆行するのが、「受益者負担」の考え方による公共施設の使用料等の大幅値上げである。「住民自治」「市民参加」に積極的な市民を、「使わない人」「しない人」との「公平性」で論じる誤りを正すことを、本計画でこそ明記する。</p>	D	使用料は、消費税・地方消費税の税率引き上げに伴い現行料金に引き上げ分を転嫁する必要が生じたことを契機としてコストを検証し、料金水準の見直しを行いました。施設の維持管理に要する経費は利用者負担と公費負担で賄われているため、公共施設を利用する方と利用されない方との負担の公平性を確保する観点から、受益と負担の適正化を図りながら改定したものです。